

第6号議案 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第2号）

目次

1	平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算総括表	P 1
2	後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤安定負担金）	P 2
3	補正予算にかかる会計の流れ	P 3
4	財源内訳	P 3

市民健康部

平成31年2月



2 後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤安定負担金）

【13,647千円】

(1) 保険基盤安定負担金

後期高齢者医療保険料の算定において、同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額の合計額が基準以下である場合及び被保険者が制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった場合に、保険料均等割額が軽減されるが、この軽減相当額について公費で補てんする制度が保険基盤安定制度である。

公費で補てんする金額のうち県及び市の合算が保険基盤安定負担金である。総額は軽減相当総額のうち後期高齢者医療制度の財政状況及びその他の事情を勘案して算定され、うち4分の3を県、4分の1を市が負担する。なお、市は、県負担分を市の一般会計で受け入れ、市負担分と合わせて特別会計へ繰り出し、市の特別会計から長崎県後期高齢者医療広域連合特別会計へ納付している。

(2) 補正の理由

平成30年度の保険基盤安定負担金額の確定に伴い、保険料軽減対象者数及び軽減額が見込みを上回ったため増額するもの。

(3) 補正額

(単位：千円)

軽減割合と軽減基準	現計予算額 ①	支出見込額 ②	補正額 ②-①
均等割額7割軽減 世帯所得※ 33万円以下	973,561	973,628	67
均等割額5割軽減 世帯所得※ 33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	139,530	151,682	12,152
均等割額2割軽減 世帯所得※ 33万円+(50万円×被保険者数)以下	56,074	58,885	2,811
制度加入後2年間均等割額5割軽減 (制度加入直前に被用者保険の被扶養者)	29,358	27,975	▲1,383
計	1,198,523	1,212,170	13,647

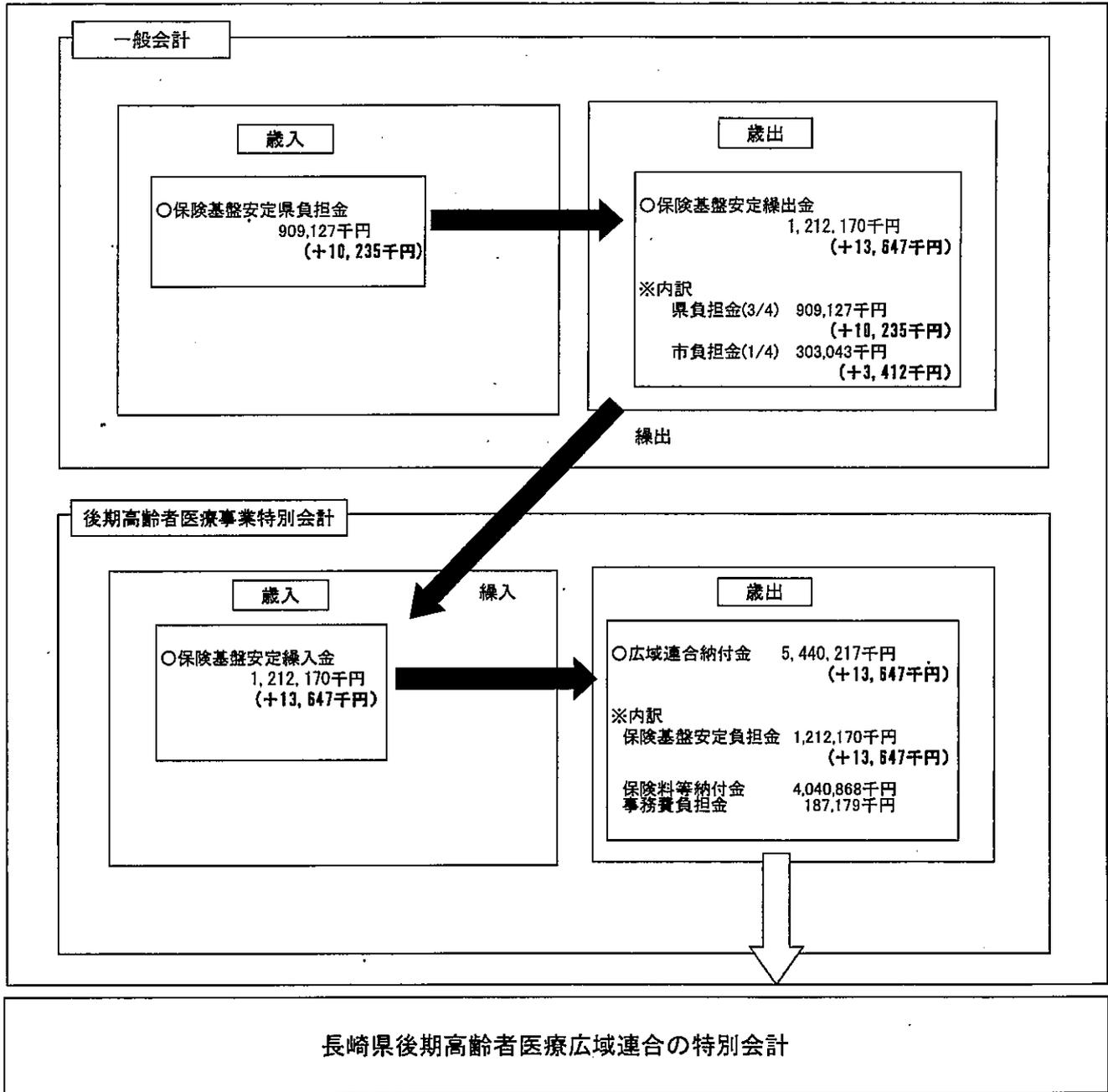
※世帯所得・・・同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額の合計

(4) 保険料軽減対象者数

(単位：人)

軽減割合と軽減基準	当初の 対象者①	確定の 対象者②	②-①
均等割額7割軽減 世帯所得※ 33万円以下	30,329	31,196	867
均等割額5割軽減 世帯所得※ 33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	6,093	6,790	697
均等割額2割軽減 世帯所得※ 33万円+(50万円×被保険者数)以下	6,095	6,556	461
制度加入後2年間均等割額5割軽減 (制度加入直前に被用者保険の被扶養者)	1,282	1,258	▲24
計	43,799	45,800	2,001

3 補正予算にかかる会計の流れ



4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
13,647	-	-	-	-	13,647